

規制に係る事前評価書（要旨）

【 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案 】

規制の内容	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）の指定化学物質の見直し	
担当部局	環境省大臣官房環境保健部環境安全課 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質リスク評価室 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室	
評価実施時期	令和2年11月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>（目的） 新たな科学的知見を踏まえて第一種及び第二種指定化学物質を見直すことにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。</p> <p>（内容） 今回の物質見直しによって、P R T R制度及びS D S制度の対象となる第一種指定化学物質の数は4 6 2物質から5 1 6物質、S D S制度のみ対象となる第二種指定化学物質は1 0 0物質から1 3 4物質となる。</p> <p>（必要性） 化学物質の製造、輸入、使用、環境中への排出等の実態は常に変動しており、また、有害性等に関する新たな知見も得られてきていることから、第一種及び第二種指定化学物質については、定期的に見直しの必要性を検討することが必要であるため。</p>	
	関連条項	令第1条、第2条、第4条、別表第1、別表第2
想定される代替案	指定化学物質は化管法に基づき、政令で定めることとされていること、また、今回の見直しは規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいないものであることから、代替案は想定されない。	

規制の費用	費用の要素
(遵守費用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種指定化学物質の取扱量、排出量、移動量の把握に係るコスト ・ P R T R の届出に係るコスト ・ 指定化学物質等を他の事業者に譲渡等する際に、S D S を作成し交付するコスト
(行政費用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種指定化学物質の届出外排出量の推計に係るコスト ・ P R T R の届出結果の集計に係るコスト
(その他の社会的費用)	なし
規制の便益	便益の要素
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の保全上の支障を未然に防止する。 ・ 第一種及び第二種指定化学物質の自主的な管理の改善や、国や地方公共団体において環境政策を進める上での基礎データが得られる。 ・ 指定化学物質の性状や第一種指定化学物質の排出の状況に関して、行政・事業者・国民といった社会の様々な構成員が情報を共有し理解を深めることができる。 ・ 地域におけるリスクコミュニケーションの推進に貢献する。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	効果（便益）を金銭価値化することは難しいが、本件遵守費用との比較で言えば、明らかに効果（便益）が費用より大きいと考えられ、これまでの科学的知見を踏まえ、当該規制を改正することが妥当である。
有識者の見解その他の関連事項	<p>「産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ、中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会合同会合取りまとめ」（令和元年6月28日）において、化管法対象物質の見直しを実施すべきとされた。</p> <p>また、「薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会P R T R 対象物質調査会、化学物質審議会安全対策部会化管法物質選定小委員会、中央環境審議会環境保健部会P R T R 対象物質等専門委員会合同会合」において、指定化学物質の見直しの審議が行われ、それぞれの審議会より答申されている。</p>
レビューを行う時期又は条件	<p>「産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ、中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会合同会合取りまとめ」（令和元年6月28日）において、「今回見直しを行った点についての検証も含め、法目的に照らしよりよい制度となるよう、規制の一定期間経過後見直しに係る基準（法令見直し期間5年）に基づき引き続き見直しを行っていくことが必要である。」とされていることから、化管法の指定化学物質については、化学物質の製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、新たな有害性情報の蓄積等を勘案し、審議会等での審議結果を踏まえつつ、施行後5年を目途に事後評価を実施する。</p>
備 考	